

建材・住宅設備産業取引適正化研究会 開催要綱

1. 背景・目的

建材・住宅設備産業は、住宅に関わるあらゆる種類の商品を取り扱う業界の集合体であり、また、多様化するニーズに対応するため商品アイテムも多数に及ぶことから、多くの企業が中小受託事業者との取引を採用している。

建材・住宅設備産業の取引の特徴は、第1に施主から部材メーカーに至るまで多層構造を形成している点、第2に建材・住宅設備産業が取り扱う商品が建物として完成するためには施工が必要となり、この施工は、「施主」と「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」間、「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」と「加工店・工事店」間、「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」と「建材・住宅設備メーカー」間の取引において実施される場合がある点、第3に、購買、製造委託、工事を伴う取引等様々な取引形態がある点である。

このような多層的、かつ多様な取引を含む建材・住宅設備産業における受託取引の適正化を図るために、また、大企業間取引を含めサプライチェーン全体での適正取引を促していくため、現状の取引関係・取引慣行の実態を調査・分析し、不当な取引慣行を改善する指針となる「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」を策定し、改訂を含め適正な取引の在り方について検討を行うもの。

2. 名称

本会議は、「建材・住宅設備産業取引適正化研究会」と称する。

3. 検討事項

- (1) 建材・住宅設備産業取引ガイドラインの改訂に向けた検討
- (2) 建材・住宅設備産業における取引適正化に向けた産業界内外の取組
- (3) その他必要な事項

4. 構成及び運営

- (1) 本会議の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 本会議には、座長を置く。
- (3) 座長は、本会議を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (5) 本会議は、原則非公開とする。議事要旨については、会議終了後速やかに作成し、会議後1ヶ月以内を目安として公開する。個別の事情に応じて、資料を公開するかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。
- (6) その他、本会議の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5. その他

本会議の庶務は、経済産業省製造産業局生活製品課住宅産業室がこれを行うものとする。